

家電レンタル契約書

※こちらの契約内容をよくお読みいただきご利用くださいませ

有限会社イワマ商会（商号；ニューウェーブ電視館、以下「甲」という）と

お客様（以下「乙」という）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、次の通り契約を締結する。

第一条 （目的）

1. 甲は、乙に対し、別紙レンタル物件明細に記載する数量の電化製品等を貸借し、乙はこれを賃借する。

第二条 （レンタル期間）

1. レンタル期間は、物件明細記載の期間とし、甲が乙の指定場所に物件を納入した日を開始日とし、甲が物件の返還を受けた日を終了日とする。
2. レンタル契約は甲乙どちらか一方以上から申し出がなければ通常に契約を終了し甲は物件の回収を行い乙は速やかに返却するものとする。
3. 乙がレンタル契約の更新を希望する場合、期間満了の一ヶ月以上前に甲への申し出が必要となる。加えてその際に甲が物件の動作確認等を行い新契約期間に耐えうる事を確認した場合のみ同商品での更新を認めるものとする。

第三条 （レンタル料金）

1. レンタル料金は物件明細記載のとおりとし、乙は甲に対し、契約後すみやかに一括して代金を支払う。または弊社の指定する決済代行会社利用による月額制契約とする。（口座引き落としとクレジットカード分割から選択可能）
また、月額制契約の際には初回2カ月分と諸経費を契約時に現金にて徴収する。
2. レンタル料金は最小6カ月の期間とし、以降1カ月単位で契約期間を定めることができる。1日、1カ月などの短期契約をご希望の場合には使用意図、環境などを考慮し甲乙が協議のうえ金額を決定する。別紙に基本利用料を定める。
3. 料金は【基本利用料+配送費+設置設定料+諸部材+税】の合算により決める。
4. 各製品ごとの基本利用料等、料金詳細は別紙に定める。

第四条 （遅延損害金）

乙はレンタル料金など、契約に基づく金銭の支払いを怠った時、支払期日の翌日から完済に至るまで支払うべき金額に年14.5%（一年に満たない端数期間については、一年を365日として日割り計算による）を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

詳細は(株)ロボットペイメントの規則に従うものとする。

第五条 (引き渡し)

甲は乙に対し、物件をレンタル契約開始日に引き渡し、乙は物件をレンタル契約終了日に返還する。

第六条 (善管注意義務・禁止事項)

乙は、物件を善良な管理者の注意をもって使用管理し、物件を譲渡・転貸・担保提供・その他一切の処分をしてはならない。

第七条 (維持管理費)

1. レンタル期間中における、物件の使用に関して必要となる消耗品等の費用については乙が負担する。
2. レンタル期間中に物件が故障した場合の修理および代替品の手配費用は甲が負担する。しかし故障期間中に故障が原因で乙が被った損害に関しては本来発生しうる現象であるため乙の自己負担とする。

第八条 (物件の滅失・毀損)

物件が、乙の故意または過失により滅失・盗難・または損傷して利用不能となった時は、乙は甲に対し、損害賠償金を支払わなければならない。この場合、原契約は一旦破棄し、甲乙が協議のうえ残期間については新たに更新するかどうかを決める。

第九条 (中途解約)

乙はレンタル期間から6ヶ月経過後、解約を申し出ることができる。その場合、解約希望日の一ヶ月以上前に申し出を行い未利用代金について甲は乙に返還する。即時解約には申出をした日の属する月の一ヶ月相当および翌月相当の料金を乙は甲に支払うものとする。また、6ヶ月以内の契約の場合は原則として中途解約できないものとするが天災・事故・病気など乙に責めがない解約の場合には甲乙の両方で協議できるものとする。

第十条 (契約解除)

一般良識的に当てはまらない使用状態、レンタル料金の未納など乙による契約違反があった場合には、甲は催告等通知をせず契約を解除でき乙は直ちに物件を甲に返還し、また甲は損害を乙に請求できるものとする。

第十一条 (公正証書)

乙は、本契約に基づく金銭債務の不履行があった時および第十条に基づく契約解除によって強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、甲から請求があり次第乙の負担で本契約を公正証書とする。

第十二条（協議）

本契約に定めのない事項および解釈上疑義を生じたときは甲および乙が双方協議のうえで解決する。

第十三条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関する紛争解決につき甲の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するものとして本書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。